

長野県バドミントン協会 ハラスメント防止ガイドライン

— 指導者・保護者・選手 共通版 —

このガイドラインは「ハラスメント防止規程」をもとに、
現場で使いやすい形にまとめたものです。詳細は正式規程をご参照ください。

1. ハラスメントとは

相手の立場・権利・尊厳を傷つける言動のことです。「指導の範囲」「チームのルール」という名目であっても、以下に当てはまればハラスメントになります。

種別	具体例
パワハラ	怒鳴る・暴言・暴力・過度な制裁・無視・集団排除
活動制限	出稽古の禁止・誓約書の強制・退団の示唆
セクハラ	性的な言動・不必要な身体接触・性的画像の送付
SNS ハラスメント	グループLINEでの誹謗中傷・プライバシーの暴露

2. 特に注意：活動制限ハラスメント

**「他のチームに練習に行くな」「誓約書を書け」
→ これはハラスメントです。従う必要はありません。**

選手の出稽古（他チームへの練習参加）は、法的・制度的に認められた権利です。

根拠	内容
スポーツ基本法	選手の活動の自由は基本的権利
スポーツ庁方針	不当な囲い込み・活動制限は不可

日本スポーツ協会	立場を利用した制限はパワーハラスメントに該当
誓約書の法的効力	強制による署名は無効となりうる

3. 指導者の皆さんへ

やってはいけないこと

- 怒鳴る・体罰・人格を否定する言葉
- 選手が断れない状況で誓約書・念書に署名させる
- 出稽古を理由に大会出場・チーム活動を不利益に扱う
- 退団をほのめかして従わせる
- SNSで選手・保護者の悪口を書く

良い指導のために

- 選手の意見・気持ちを聞く
- 複数の視点からの指導・他チームとの交流を積極的に認める
- 失敗を成長の機会として捉える
- 保護者とのオープンなコミュニケーションを維持する

4. 保護者の皆さんへ

- 「誓約書を書かないとチームにいられない」と言われたら、協会に相談してください。
- チーム内のハラスメントを見聞きした場合も、申告できます（匿名でも可）。
- 保護者自身も、指導者・他の保護者へのハラスメントを行わないようにしてください。
- お子さんの話を良く聞き、悩みがあれば一緒に相談窓口を利用してください。

5. 選手の皆さんへ

- 嫌だと感じたことは「嫌だ」と言ってもいいです。
- 一人で抱え込まず、保護者・信頼できる大人・協会窓口に話してください。
- 誓約書へのサインを強要されても、断っていいです。それはあなたの権利です。
- 他チームに練習に行くことは、何も悪いことはありません。

6. 相談・申告するには

まずは気軽に相談してください。相談した事実は外部に漏れません。

相談先	方法
協会事務局	メール・郵便・窓口持参（担当：競技委員長）
競技委員会	競技委員長または担当委員へ連絡
外部窓口	長野県スポーツ協会ハラスメント相談窓口

※ 申告者の個人情報は厳重に管理します。申告を理由とした不利益取扱いは禁止されています。

※ 匿名での相談も受け付けます（ただし調査に限界が生じる場合があります）。

7. 協会の対応の流れ

手順	内容・目安
① 受付・記録	相談・申告の内容を記録（48時間以内に担当者へ連絡）
② 初期対応	緊急性の判断・必要に応じた暫定措置（7日以内）
③ 調査	調査委員会を設置し、関係者へのヒアリング・証拠収集
④ 認定・通知	ハラスメントの有無を判断し、書面で通知（60日以内）
⑤ 制裁・改善	認定された場合、程度に応じた制裁措置を実施
⑥ 再発防止	再発防止策の確認・研修の実施